

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
谷本建設工業株式会社	愛媛県大洲市平野町平地120番地

### 2. 指名停止措置期間

令和5年5月24日 から 令和5年7月4日 まで 6週間

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

谷本建設工業(株)は、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき当該工事の技術者として監理技術者を配置しなければならないところ、その資格を有しない者を配置していたことが同法第26条第2項に違反するとして、令和5年4月27日、愛媛県から監督処分（営業停止15日間）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。

#### 指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

森崎 貴司 (内線2512)